

NEWS RELEASE

株式会社岡三証券グループ（コード 8609）
上場取引所：東証・名証（市場第一部）

代表者：取締役社長 新芝 宏之
住 所：東京都中央区日本橋 1-17-6



平成 27 年 3 月 25 日

各 位

役員退職慰労金制度の廃止および 株式報酬型ストックオプション制度の導入に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 3 月 25 日開催の取締役会において、役員報酬体系の見直しを行い、役員退職慰労金制度の廃止を決議するとともに、株式報酬型ストックオプション制度を導入することについて、平成 27 年 6 月開催予定の第 77 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 役員退職慰労金制度の廃止

役員退職慰労金制度を平成 27 年 6 月開催予定の第 77 期定時株主総会終結の時をもって廃止いたします。なお、定時株主総会後も引き続き在任する役員につきましては、当該定時株主総会終結の時までの在任期間に対応する役員退職慰労金を打切り支給することとし、当該定時株主総会に付議いたします。また、打切り支給につきましては、各役員の退任時に支払う予定です。

2. 株式報酬型ストックオプション制度の導入

当社の企業価値を反映した株価と取締役報酬の連動性を高めるため、当社取締役（平成 27 年 6 月開催予定の第 77 期定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行が承認された場合には、監査等委員である取締役を除く。以下、取締役の記載において同じ。）に対し、株式報酬型ストックオプション（1 株当たりの行使価額が 1 円の新株予約権）制度を導入いたします。当該制度は役員退職慰労金制度に代わるものとして導入するものであり、株式報酬型ストックオプションとして当社取締役に付与する新株予約権に関する報酬等について、平成 27 年 6 月開催予定の第 77 期定時株主総会に付議いたします。

なお、株式報酬型ストックオプションの内容は以下のとおりです。

3. 株式報酬型ストックオプションの内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。

(2) 新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式 100 株とする。

なお、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載において同じ。）

または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割または株式併合の比率}$$

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

(3) 新株予約権の総数

各事業年度において取締役が付与する新株予約権の個数は、取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の総額を、割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算出される新株予約権1個当たりの公正価額をもって除して得られる数を上限とし、1個未満の端数は切り捨てる。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から30年以内の範囲で、取締役会において定める。

(6) 譲渡による新株予約権の取得制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、当社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）在任中は、新株予約権を行使できないものとするなど、新株予約権の行使の条件については、取締役会において定める。

(ご参考)

本件株式報酬型ストックオプションについては、当社取締役以外に当社子会社の岡三証券株式会社の取締役に対しても、上記内容と同様の新株予約権を割り当てる予定です。

以 上

本件に関するお問い合わせは、グループ広報部 田中（03-3275-8248）までお願いいたします。